

番号	書類名	頁	質問内容	回答
1	実施要領 6. 予定価格 (契約上限額)	1	予定価格(契約上限価格)について、この価格に10年分の物価変動が見込まれているのでしょうか。見込まれている場合は具体的にどのような見込みで算出されているのか計算式等を開示願います。10年間の長期事業になるため、応募判断を下すための重要な情報であると思料します。	A. 毎年3%程度の物価変動は含んでいます。
2	実施要領 7. 履行期限	1	「(1) 準備期間 契約締結日の翌日から運転管理開始日の10日前までとする。」とありますが、以降の運転管理開始日までの10日間は何を行うための期間なのでしょうか。また、「10日」とは「10営業日」との理解でよろしいでしょうか。	前段 10日前までには引継ぎ等を完了しておく。 後段 お見込みのとおり。
3	実施要領 8. 応募資格	1	応募資格として「同種業務または類似業務の実績」をお求めですが、これはリサイクルセンターおよび最終処分場の運営管理業務実績が、それぞれあれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
4	実施要領 2. 本業務の基本方針	6	2. 本業務の基本方針(3)に個人情報の保護について記載がありますが、応募に際し提出する「様式7 人員配置計画書」について、配置予定人員の氏名、能力、資格・実務経験、雇用形態等の記載が求められています。候補者になれなかった場合の当該個人情報の保護についてはどのように考えていますか。	A. 必要な期間保管し適正に処分します。
5	実施要領 2. 本業務の基本方針	6	業務の一部委託は貴町の承諾を得た場合は可能とのことですが、その業務範囲をお示しください。見積金額が変わる可能性があります。	A. 受託者が対応できない専門的な業務。
6	実施要領 3. 本業務の実施基準(稼働日、就業時間、休日等)	7	【④休日】にある「年末年始」とは具体的にどの日を指すのかご教示願います。	A. 石井町の休日を定める条例第1条第3項に示すとおり。
7	実施要領 3. 本業務の実施基準(稼働日、就業時間、休日等)	7	【⑤緊急時対応の内容で、「通報システム」とありますが、通報システムとはどのようなシステムであるかご教示願います。また、本システムは休日においても通報確認のため、業務として拘束されるものであれば、これにかかる費用は契約上限価格に含まれるものと推察されますが、何時間分が計上されているのでしょうか。	前段 設備の異常等を電話にて知らせ音声が流れるシステムです。 後段 拘束するものではないです。
8	実施要領 3. 本業務の実施基準(稼働日、就業時間、休日等)	7	【⑥その他】【⑦その他】に「①～④の事項について、運転管理の効率性等を踏まえ、当町との協議のうえ変更することを可能とする。」とありますが、これにより契約金額も変更されとの理解でよろしいでしょうか。	A. 協議結果により認める場合があります。
9	実施要領 4. 本業務の実施範囲	8	(1)リサイクルセンターの【設備の運転管理】の項に「保守及び点検作業並びに整備」とありますが、この整備とは、貴町から貸与された用具類、工具類及び機器等を用いた軽微な作業であり、それを超える高度な整備は貴町の所掌という認識でよろしいでしょうか。	A. 概ね100万程度の整備等は受託者、それを大きく超えるものについては、都度協議します。
10	公募型プロポーザル実施要領 4. 本業務の実施範囲	8	(1)リサイクルセンターの【物品調達及び管理】の項に「貸与物件の調達及び管理」とありますが、具体的にどのような業務であるかご教示願います。	A. 現在、リサイクルセンターで管理対象の物件はないです。
11	実施要領 4. 本業務の実施範囲	8	(2)最終処分場の【物品の調達及び管理】の項に「在庫管理、受入検取」とありますが、これは応募者が調達するものに限られ、貴町が調達するものに対しては応募者の所掌外という認識でよろしいでしょうか。	A. 契約初期に引き継いだ物品等の在庫管理、調達は受託者がします。
12	実施要領 4. 本業務の実施範囲	9	その他作業のうち、備考に記載されている「引渡し作業」「車上渡し作業」「受入作業」の各作業について、貴町と受託者の詳細な作業区分をご教示ください。(例:車上渡しは車に乗せる作業までを受託者で行う等)また、その際のリスク分担も作業区分と同様であるとの認識でよろしいでしょうか。	前段 収集業者及び引渡し業者にて作業します。 後段 リスク分担についてはお見込みのとおり。
13	実施要領 5. リスク分担	10	施設等の損傷の「上記以外の事象」について、事業者の運転管理上の瑕疵によらないものは、リスク分担の適切性の観点から発注者がリスクを負うことが適当であると思慮します。	A. 協議の上判断し決めます。
14	実施要領 5. リスク分担	10	5. リスク分担の利用者等への損害について、事業者の運転管理上の瑕疵によるもの以外の事象は「当町と事業者が事象の原因を協議、判断し定める」となっておりますが、事業者の瑕疵以外の事象については貴町の負担であると思料しますのでご再考願います。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
15	実施要領 5. リスク分担	10	5. リスク分担の自然災害等天災による損傷等について、「当町と事業者が協議し定める」となっておりますが、自然災害等天災は不可抗力に該当し、一般的に公共施設における不可抗力のリスク分担は施設の所有者(公共側)であると思料しますのでご再考願います。また、「当町と事業者が協議し定める」の記載について、具体的にどのような事象を想定されているのでしょうか。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
16	実施要領 5. リスク分担	10	「天災」のリスク分担が「当町と事業者が協議し定める」とありますが、負担を貴町としていただけないでしょうか。事業者にも負担を求めるのであれば、そのための費用計上が必要となり、応札額の増加につながってしまいます。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
17	実施要領 5. リスク分担	10	事業者の運転管理上の瑕疵によるもの以外のリスクは、原因が事業者ではない(事業者の瑕疵ではない)ので、貴町にあるものと修正していただけないでしょうか。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
18	実施要領 5. リスク分担	10	「5. リスク分担」において法令変更に対する記載がありませんが、本事業に直接関係するものは事業者にてコントロールできるものではないため、貴町に負担いただくという認識でよろしいでしょうか。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
19	実施要領 5. リスク分担	10	「5. リスク分担」において物価変動に対する記載がありません。具体的な指標についてご教示願います。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
20	実施要領 5. リスク分担	10	5. リスク分担について、物価変動に関するリスク分担の記載がありません。本業務は10年間の長期事業になるため、物価変動への対応は応募判断を下すための重要な条件になると思料します。つきましては、物価変動への対応について以下に提案しますので、本書(実施要領)もしくは仕様書を改定し、物価変動への対応を明記してください。 ・年1回の清算(急激な物価上昇があった場合は協議) ・人件費、重機リース費、ユーティリティ、修繕費、外部委託費等、費目ごとに指標を設定する ・当該年度の指標が前年度の指標と比べて±1.5%を超えた場合、1.5%を含む超えた率分を補正する(例:前年度と今年度の変化率が+1.8%であった場合、0.3%ではなく1.8%を補正する)	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
21	公募型プロポーザル実施要領	10	リチウムイオン電池やスプレー缶などの不適切な廃棄物の混入による、火災や爆発等の事故による、設備の修繕復旧費用や代替え処分費用や人的補償費用は発注者のリスクと考えてよろしいでしょうか。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
22	実施要領 4. 提案書	12	添付資料の各種マニュアルに「危機管理マニュアル」とありますが、何に対する危機管理マニュアルを添付するのでしょうか。本業務に対する危機管理マニュアルである場合、業務の引継ぎ等を行っていない中で、本マニュアルを添付することは困難であると思いますが、本質問についてご教示願います。	A. 応募者が標準として備えているマニュアルを添付する。
23	実施要領 4. 提案書	12	「4. 提案書」の添付資料に「危機管理マニュアル」とありますが、具体的な記載内容をご教示願います。また、マニュアルをどのような視点で評価するのかご教示願います。	A. 22と同じ。
24	実施要領 4. 提案書	12	4. 提案書として提出する添付資料について、②各種マニュアルとして「個人情報保護マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の記載がありますが、添付する2つのマニュアルは応募者の全社的なマニュアル(応募者の社内規定に類するマニュアル)のことでしょうか。もしくは現場で使用しているマニュアルのことでしょうか。前者の全社的なマニュアルの場合、弊社社内の個人情報等の記載もあり「社外秘」扱いのため提出することができません。一方、後者の場合は応募段階ではマニュアルを作成することができません。ゆえに、添付するマニュアルは応募者の全社的なマニュアルとし、表紙ほか目次程度を添付することよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
25	実施要領 4. 提案書	12	「4. 提案書」の扱いについて、著作権は応募者に帰するとして、情報公開の対象にはなり得ないという認識でよろしいでしょうか。特に、様式7については個人情報、添付のマニュアルについては当社の運営ノウハウの根幹に関わる重要なものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	A. お見込みのとおり。
26	実施要領 7. 業務実施提案書の提出	15	7. 業務実施提案書等の提出として、提出部数の記載があり、「※正1部のみ提案者名を記載し、副5部には提案者名を記載せず作成すること」とありますが、「様式4 業務実施提案書」の「商号又は名称」「所在地」「代表者名」について、正本は全て記載し、副本は無記載でよいとの理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。

27	実施要領 7. 業務実施提案書等の提出	15	(2)提案書の取り扱い 提案書は、弊社の機密情報を含む書類であるため、情報漏洩や不正利用のリスクを最小限に抑えるため、取扱いについて以下の点にご留意頂くと同時に適切な取り扱いをお願いいたします。 ①契約に定める目的以外での使用、および許可なく第三者へ開示することを固く禁じます。 ②お渡しした書類（電子データ含む）は、紛失、盗難、漏洩がないよう、厳重に管理してください。特に電子データについては、適切なアクセス制限やパスワード設定をお願いいたします。 ③受託候補者選出後、契約期間の終了または業務完了の際には、機密情報を含む書類（複写したものも含む）のご返却または確実な破壊をお願いいたします。	A. 提案書については、適切に取り扱います。
28	実施要領	15	契約協議について、「業務実施提案書」を基に、業務実施内容及び契約額について協議を行い、とありますが、提案書提出の際には価格の提示は行わず、候補者決定後に予定価格内の協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、上記理解の場合、予定価格内であれば弊社が希望する価格での契約が可能との理解でよろしいでしょうか。	前段 お見込みのとおり。 後段 契約協議の中で考慮します。
29	実施要領	15	契約協議について、「業務実施提案書」を基に、業務実施内容及び契約額について協議を行い、とあります。 本事業は10年間にわたる長期の事業となります。 昨今の人材不足や物価高騰の社会情勢から、契約期間中に契約金額の見直しが必要と考えております。 見直しに対する考え方や指標についても協議・決定した上での契約が可能との理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
30	仕様書	2	第5条(1)に「～委託者への必要な協力を行うこと。」との記載がありますが、業務履行に支障をきたさず、かつ、協力の範囲については都度協議できるとの理解でよろしいでしょうか。また、(2)、(4)についても前記と同様との理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
31	仕様書	2	(業務履行基礎要件及び受託者の資質) 第5条(3) 受託者の責任において付保する各種保険は、その保険金額のご指定をお願いします。	A. 受託者において業務を受ける上で支障の無いようにしてください。
32	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	2	第5条(3) 委託者が加入する施設の火災保険のほか…との記載があります。また、「リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書」のP6支給・貸与物件等に委託者が支給・貸与する物件に火災保険との記載があるため、リサイクルセンターの火災保険は委託者が加入するとの認識でよろしいでしょうか。 一方で、P10支給・貸与物件等には火災保険の記載がありませんが、最終処分場の火災保険も委託者が加入するとの認識でよろしいでしょうか。	A. 建物の火災保険は当町で加入しています。
33	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	2	第5条(4) 「近隣住民への説明会等」について、場面・内容等の実績を具体的にご指示ください。	A. 直近では平成28年度、埋立再開時に地元自治会に説明をした。
34	仕様書	2	(責任者等及び現場責任者の配置) 第6条 現場責任者は各施設に選任するとありますが、総括責任者が常駐する施設は受託者の任意でよいとの認識でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
35	仕様書	2	第6条 「業務を履行する各施設の現場責任者1名（以下「責任者等」という。）をそれぞれ選任する。」と記載あります。一方でリサイクルセンターには廃棄物再生利用施設、ペットボトル減容施設、圧縮梱包処理施設の3つの施設があるとの記載がありますが、現場責任者の配置は「リサイクルセンター」を一つの施設として1名の配置で良いとの理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
36	仕様書	2	(責任者等の職務及び資格) 第7条(1)および(3) 本業務委託契約は、民法規定される準委任契約と思慮いたします。つきましては、偽装請負とならないよう緊急時を除き指揮命令権は委託者には無いものとの理解で良いでしょうか。	A. お見込みのとおり。
37	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	3	第8条(2) 作業主任者、取扱責任者等を配置についてリサイクルセンターの運転管理を実施するにあたり必要な資格、人数をご指示ください。	A. 作業主任者、取扱責任者に必ず取得すべき資格はありません。業務の円滑な遂行に支障をおよぼさない体制を取る必要があります。
38	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	3	第8条(2) 作業主任者、取扱責任者等を配置についてリサイクルセンターに従事されている従業員に取得が義務化されている資格をご指示ください。	A. 資格が必要な作業に従事させる場合は必ず取得させてください。
39	仕様書	3	(提出書類) 第10条(3) 名簿を提出する目的は以下でないこととの理解で良いでしょうか。 ①個々の従事者に直接的な業務指示を行う ②従事者の労働時間および勤怠状況の管理 ③従事者の選任および変更への介入 また、個人情報の保護に関する法律をどのように遵守されるかご指示ください	前段 お見込みのとおり。 後段 石井町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱を参照ください。
40	仕様書	3	(提出書類) 第10条(3) ここで、運転員と作業員の相違点をご指示下さい。	A. 重機等運転作業、それ以外の作業。
41	仕様書	3	(提出書類) 第10条 「(8) その他、委託者が指示する書類」について、指示の内容によっては契約締結後遅やかな提出が困難なのがあるかと思ひます。この場合、一定の猶予期間を設けていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
42	仕様書	4	(保全の職務) 第12条 第2項 委託者が行う施設点検の立会は、通常業務時間内であるが、万が一それにより発生した残業費用やリスクは、委託者に帰費するとの理解で良いでしょうか。	A. 残業が生じるようなことはないです。
43	仕様書	4	(保全の職務) 第12条 第2項 委託者が行う施設点検の立会を実施するにあたり、受託者が工程及び内容を十分に把握するための説明や資料等を、都度ご指示いただけるとの理解で良いでしょうか。	A. お見込みのとおり。
44	仕様書	4	(保全の職務) 第12条2項 立ち合いとは、点検に必要な施設の施設や電源の切り替え、点検後の動作状況の確認に立ち会うことであり、点検時に常時立ち合い、業者などの監督責任や事故発生時の責任を負うことは無いとの理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
45	仕様書	4	第12条2項に、「委託者が行う施設の点検時等には、工程及び内容を十分に把握して立会を行うものとする。」との記載がありますが、委託者が別途発注する業務の管理・監督はあくまで貴町で、受託者は別途業者が行う作業に必要な各種養生等を行うために立ち会うものであり、作業中常時立ち会う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
46	仕様書	4	第12条3項 不具合事項について、原因が受託者の責でなく、本委託で実施するのが適正でないものについては、委託者にて修繕等の対応を行うとの理解でよろしいでしょうか。（例えば、高額となる修繕など）	A. お見込みのとおり。
47	仕様書	4	(運転員・作業員の交替) 第13条 この記載は、運転員と作業員を区別しないで履行する場合は適用されないとの認識でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
48	仕様書	4	(運転員・作業員の交替) 第13条 第1項 本委託業務契約は、民法上の準委任契約であると理解し、委託者の承諾は不要と思慮いたしますので削除願います。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。

49	仕様書	4	(運転員・作業員の服装) 第14条 ここでいう、作業上の「義務」についてご教示ください。	A. 労働安全衛生法第四章（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置）各条参照。
50	仕様書	4	(連絡調整等) 第15条 委託者が開催する会議等に出席を要請された際、その他業務の重要性を鑑み、出欠の判断することは可能とであると理解で良いでしょうか。	A. お見込みのとおり。
51	仕様書	5	(緊急事態発生時の対応) 第16条 第3項 緊急時の対応状況に応じて、一次的な報告は口頭とし、後日書面での報告も可能と理解で良いでしょうか。	A. お見込みのとおり。
52	仕様書	6	第19条 「適法な請求を受理したときは」とありますが、業務が適正に履行され、第27条に規定された必要な書類を提出した時は、当該月分の委託料が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
53	仕様書	5	(損害経費の負担) 第20条 業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、受託者が負担する。とあるが、不可抗力など受託者のその瑕疵がない場合は免責となると理解しております。	A. 損害発生時、都度協議とします。
54	仕様書	6	(作業内容) 第22条(2)管理 「あらゆる状態においても対処すること」とありますが、具体的に想定されているリスク（技術、スケジュール、予算、法規制など）の範囲や、特に懸念されている点についてご教示ください。「あらゆる状態においても対処すること」という広範な要求に対し、貴町が具体的にどのようなリスクを想定し、どこまでの対応を求めているのかいくつか事例を上げていただけないでしょうか。これにより、予期せぬ追加費用や責任問題の発生を防ぐためにお聞きするものです。	A. 1. 各施設の機械類の異常停止及び緊急停止時の対応。 2. 最終処分場における水処理等異常発生時の対応。
55	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	6	第22条(2) 「業務において、責任者等を選任し、あらゆる状態においても対処すること。」とありますが、不可抗力等により対処は報告のみとなる事案もあると考えますが、よろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
56	仕様書	6	(作業内容) 第22条(2)(3) 「あらゆる状態においても対処すること」とありますが、施設が安全衛生上で危険であると判断された場合、安全が確保されるような措置（施設の改良や安全設備の設置）については、施設所有者の義務として委託者にて実施いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり、ただし受託者の瑕疵によらない場合に限りです。
57	仕様書	6	(運転時間等) 第23条(1) 委託者の指示で実施した処置体制により発生した費用やリスクは委託者にあるとの理解で良いでしょうか。	A. リスクや費用が係るものではありません。
58	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	6頁 第24条	設備の運転は、運転計画書及び委託者が貸与する運転マニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書に基づいて、適正にその業務を履行する。と記載されておりますが、具体的な引き継ぎはあると考えてよろしいでしょうか。また引き継ぎ期間をご教示ください。	A. 両施設共に1か月程度の引継ぎはあります。
59	仕様書	6	(運転操作) 第24条 第2項 委託者が実施する工事に伴い運転計画、方法の変更では発生した費用やリスクは委託者にあるとの理解で良いでしょうか。	A. 業務に支障を出さない工程で工事を発注します。
60	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	7	第25条 (3) 「必要に応じて運転の応援を求めるとして処置すること。」とありますが、どのような場面を想定しているのでしょうか。また、その場面による判断は受託者にある、もしくは協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	前段 現場作業員で対応しかねる案件です。 後段 協議の上決定します。
61	仕様書	7	(保守点検作業) 第25条 第3項(3) 突発的に発生する事故について、部品交換及び軽易な修繕を実施しなければならぬとありますが、これらの費用の年間上限額の設定についてご教示願います。 年間上限額を設定されないと、突発故障リスクとして受託者が全て負うことになり、入札参加の判断にも影響を及ぼすものと思慮します。	A. 過去実績等考え十分な額にしています。
62	仕様書	7	(保守点検作業) 第25条 第3項(3) 突発的に発生した事故により、委託者からの指示によって実施する部品交換及び軽易な修繕に伴う費用や労災等のリスクは委託者にあるとの理解で良いでしょうか。	A. 概ね100万程度の整備等は受託者、それを大きく超えるものについては、都度協議とします。
63	仕様書	7	(保守点検作業) 第25条 第3項(3) 「突発的に発生した事故で、委託者の指示する事項…」とありますが、原因や事故の規模によっては、指示を受けて受託者が行うのではなく、リスクが一時的となり、受託者に負担が降ります。また、委任委託の視点からは「委託者の指示」により受託者が実施することで、偽装請負の懸念が生じます。「委託者の指示する事項…」を「委託者との協議により対応を検討する」と変更願います。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
64	仕様書	7	(修繕等) 第26条 第1項 保守点検作業時に発見した不良箇所や故障発生箇所の修繕で使用した備付工具、補修原材料等は、貴町で補充いただけるとの認識で良いでしょうか。	A. 都度協議の上決定します。
65	仕様書	7	(修繕等) 第26条 軽微な修繕については委託者の承諾を得て修繕するとありますが、本内容にかかる費用の年間上限額の設定についてご教示願います。 年間上限額を設定されないと、突発故障リスクとして受託者が全て負うことになり、入札参加の判断にも影響を及ぼすものと思慮します。	A. 過去実績等考え十分な額にしています。
66	仕様書	7	第26条1項に、「～備付工具、補修原材料等を用いてできる軽微な修繕については、委託者の承諾を得て修繕する。」との記載がありますが、定義が曖昧なため応募者間で認識の違いが大きくなり、受託者選定に不公平を期す恐れがあります。ゆえに、応募条件を統一する意味においても「～年間〇〇万円（税込み）を上限とし～」の一文を追加くださるようご検討願います。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
67	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	7	第27条 報告書は毎月5日とありますが、第5営業日という理解でよろしいでしょうか。	A. 基準日を5日とし、5日が土曜日、日曜日、祝日である場合、翌営業日とします。
68	仕様書	7	(報告書等) 第27条 受託者は各種報告書等を提出する旨の記載がありますが、提出は電子媒体によるもの（メールでの報告）でもよろしいでしょうか。	A. メールでの提出は受けていません。
69	仕様書	7	(受託者の負担費用) 第29条 貸与物品以外で具体的に必要となる物や数量などを過去の実績をご教示ください。	A. トレー搬出用袋 年間15,000枚程度 PPバンド 年間50ロール程度 消耗品全般
70	仕様書	8	(業務の引継) 第30条 業務の引継とその費用負担の記載がありますが、今回の発注も同様に後任受託者（本業務の受託者）の負担、すなわち今回の応札額に含むとの認識でよろしいでしょうか。	A. 引継ぎ費用は後任受託者にあります、今回の応札額に含むかは応募者の判断部分であります。
71	仕様書	8	(業務の引継) 第30条 業務の引継とその費用負担の記載がありますが、後任受託者（本業務の受託者）の負担分のみで、前任受託者の費用は負担しないとの理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。

72	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	4	第1項 業務概要 第2条(1)の①の(ア) 「門扉及び施設は、原則午前8時30分に開錠し、午後5時15分に施錠する。」との記載がありますが、施設の保安・防犯を目的とした業務であり、警備業法に規定される警備業務ではないとの理解でよろしいでしょうか。なお、本件はリサイクルセンターに関する確認ですが以降の一般廃棄物最終処分場にも同様の記載があるため、併せてご回答ください。	A. お見込みのとおり。
73	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	4	第1項 業務概要 第2条(2)の③の(ウ) 受託者実施する除草範囲の面積及び剪定木名称とその高さ及び本数をご教示ください。また、その実施すべき目安も併せてご教示ください。	A. 当業務については、石井町の収集委託業者も年に数回行う仕様になっております。範囲は施設全般であり主に雑草になります。木々については、数種類あり本数は正確な数量ではないですが剪定が必要となりそうなる本数は数十本です。高さについては、届く範囲の対応が可能と考えます。日常業務の間です程度の簡易な除草及び剪定となります。
74	リサイクルセンター 及び最終処分場 運営管理業務特記仕様書	4	第2条(2)③(ウ) 高木剪定などの危険が伴う作業ではなく、日常的な除草ととらえてよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
75	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	4	第1項 業務概要 第2条(4)① 業務の範囲から除外するもので、「修繕費・工事費」とありますが、一般仕様書では突発的に発生する事故時の軽易な修繕とあり、本条文との乖離が生じていると思われる。修繕費の扱いについてご教示願います。また、修繕費が含まれる場合、年間上限額の設定についてもご配慮願います。	A. 除外するのは維持補修工事です。軽易な修繕とは概ね100万程度の修繕です。
76	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	4	第1項 業務概要 第2条(4)の③の(イ) 前記第2条(2)の③の(ウ)と本項の除草の相違点をご教示ください。	A. 第2条(4)の③の(イ)については、問73にて記していますが、石井町の収集委託業者が年に数回除草作業を行います。後段の問いにつきましては、日常で業務の間です程度の簡易な除草となります。
77	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	4	第1項 業務概要 第2条(4) 「業務の範囲から除外するもの」としてトラックスケール法定検査手数料及び浄化槽清掃手数料の記載がありますが、業者選定・契約・検収までを貴町が行うとの理解でよろしいでしょうか。「手数料」という記載になっているため改めて確認させていただきます。なお、本件はリサイクルセンターに関する確認ですがP9の一般廃棄物最終処分場にも同様の記載があるため、併せてご回答ください。	A. お見込みのとおり。
78	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	5	第2項 作業概要 第1条(17)② 第2項 第1条(17)②に、「その他、委託者が指示する報告書」との記載がありますが、以下の①から③を前提とした指示であるとの理解でよろしいでしょうか。 ①本業務に關係し、受託者も必要と認めたものであること。 ②受託者の過度な負担にならないこと。 ③報告書の作成・提出期限は受託者の業務都合を尊重していただくこと。 なお、本件はリサイクルセンターに関する確認ですがP10の一般廃棄物最終処分場にも同様の記載があるため、併せてご回答ください。	A. お見込みのとおり。
79	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	5	第2項 作業概要 第1条(18) その他委託者が指示する施設の運転保守管理上必要な業務の詳細をご教示ください。これは貴町が具体的にどのような業務を想定し、どこまでの対応を求めているのかを明確にし、これにより、予期せぬ追加費用や責任問題の発生を防ぐためにお聞きするものです。	A. 融雪剤の散布作業等になります。
80	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター 第2項 作業概要 第1条(18)	5	第2項 第1条(18)に、「その他委託者の指示する施設の運転保守管理上必要な業務一式」との記載がありますが、以下の①から③を前提とした業務であるとの理解でよろしいでしょうか。 ①本業務に關係し、受託者も必要と認めた業務であること。 ②委託者が追加で費用負担するなど過度な負担にならない業務であること。 ③委託者の「指示」は、受託者の業務都合を十分考慮・尊重したものであり、必要に応じて指示内容について協議が行えること。 なお、本件はリサイクルセンターに関する確認ですがP10の一般廃棄物最終処分場にも同様の記載があるため、併せてご回答ください。	A. お見込みのとおり。
81	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	5	第2項 作業概要 第1条(18) 委託者の指示により実施した業務で発生したリスクは、貴町にあるとの理解でよろしいでしょうか。	A. 都度協議した上での業務と考えます。
82	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	5	第3項 支給・貸与物件・事業者負担等 「支給・貸与物件等」で受託所の事務所として本施設の一部をお借りすることは可能でしょうか。	A. 特記仕様書第1章 石井町リサイクルセンターP5、第3項第1条第2項1号に示す、石井町リサイクルセンター廃棄物再生利用施設内に事務所があります。
83	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	6	第3項 支給・貸与物件・事業者負担等 第2条 事業者の負担として、人件費、油類、光熱費（電気、水道、プロパンガス）、重機、車両、燃料費等については、近年の物価高騰の影響により各費目に対する適正な物価スライドの設定を設けることが国から通達がされています。本業務（各費目）においても、物価スライドが設定されなければ、事業者に過度なリスクがかかり応札判断に大きな影響を及ぼすと考えられます。したがって、リスク分担の観点から以下の内容についてご教示願います。 ①物価変動の見直しを行うための初期の基準点は、提案書提出日となるのでしょうか。 ②各費目に対して、どのような物価指標を用いるのでしょうか。 ③物価変動を適用する際の各指標の変動幅は、プラスマイナス何%を超えたときに委託料の見直しが行われるのでしょうか。 ④委託料の変更を行うための算出式をご教示願います。 ⑤物価スライドは毎年度末をもって、翌年度4月に精算されるのでしょうか。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
84	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター	6	第3項 支給・貸与物件・事業者負担等 第2条 受託者が負担すべき内容の記載がありますが、以下についてご教示願います。 ①「油類、光熱費（電気、水道、プロパンガス）」とは居住スペースに対するものでしょうか。その場合、メーターの設置はなされているという認識でよろしいでしょうか。 ②上記①に関連し、設備の稼働に伴う電気や水道代のご負担は貴町の所掌という認識でよろしいでしょうか。 ③「修理、メンテナンスに必要な機器の消耗品等」とはウエスや工具類等の消耗品であり、ヒューズや操作盤のランプ、リレー等、設備稼働に必要な消耗品は貴町の所掌という認識でよろしいでしょうか。 ④「タイムカード打刻機」は必要であればという認識でよろしいでしょうか。 ⑤「保守点検費」の内訳をご教示願います。	①A. 施設全体に対するものになります。ガスのみ1箇所になります。 ②③A. 委託料に含まれています。 ④A. 出退管理に影響がなければ。 ⑤A. 目視等簡易な点検になります。
85	リサイクルセンター 及び最終処分場 運営管理業務特記仕様書	P6 P11	第2条(5)① 本業務を遂行するための重機、車両等について事業者の主な負担になっているため、事業者にてリース等を行い準備をするものと思われる。しかしながら現在リース会社等へ問い合わせを行ったところ、重機、車両の手に6か月以上の納期を有する可能性があるとの連絡を受けています。業務開始までに重機、車両の手に間に合わない場合は、現在貴町で使用している重機、車両を貸与いただくことは可能でしょうか。	A. リサイクルセンターについては、手配できるまでの期間であれば可能です。 最終処分場については、当時の貸借契約が3月で終了になるためリース会社との交渉をしてください。
86	リサイクルセンター 及び最終処分場 運営管理業務特記仕様書	6	第2条(6)① 定期点検（共通設備/年1回）との記載がありますが、 ①共通設備とは具体的にどのような設備でしょうか ②点検内容の過去実績をご教示ください。 ③点検項目について具体的に教示ください。 ④過去実績として、本定期点検は外部委託にて実施していた点検でしょうか。	①A. 全ての機械類。 ②A. ペットボトル洗浄機、缶洗機、ビン搬送機、プラスチック圧縮梱包器。 ③A. 機械の部分部分で点検を行っています。 ④A. お見込みのとおり。

87	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	6	第2条(6)② 定期点検(日常点検、週間点検、月間点検)との記載がありますが ①日常点検、週間点検、月間点検の過去実績をご教示ください。 ②日常点検、週間点検、月間点検について具体的に教示ください。 ③日常点検、週間点検、月間点検として、本定期点検は外部委託にて実施していた点検でしょうか。	①A. 実績として残している書類がありません。 ②A. 各機械類の目視点検及び確認作業等になります。 ③A. リサイクルセンター職員が行う簡易な点検です。
88	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場	8	第1項 業務概要 第2条(1)② 当面的間、運転を見合わせる設備として(ア)脱塩処理設備と(イ)蒸発乾燥設備の記載がありますが、 ①稼働の条件 ②稼働後の再停止の条件 についてご教示願います。 また、仮に稼働した場合に係る薬品・消耗品・灯油の所掌は委託者の所掌となり、委託費の見直しも実施していただけるかの理解でよろしいでしょうか。	①A. 稼働を再開することはないと考えます。 ②A. 数値の安定。 委託費については都度協議します。
89	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場	9	第1項 業務概要 第2条(4)の③の(ウ) 受託者実施する除草範囲の面積及び剪定木名称とその高さ及び本数をご教示ください。また、その実施すべき目安も併せてご教示ください。	A. 73と同じ。
90	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	9	第2条(4)(ウ) 業務内容の施設敷地内の管理(除草及び木々の剪定)には高木の剪定は除くものと解釈してよろしいでしょうか?	A. お見込みのとおり。
91	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場	9	第1項 業務概要 第2条(6)の③の(エ) 前記第2条(4)の③の(ウ)と本項の除草の相違点をご教示ください。	A. 73と同じ。
92	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場	9	第1項 業務概要 第2条(6)① 業務の範囲から除外するもので、「修繕費・工事費」とありますが、一般仕様書では突発的に発生する事故時の軽易な修繕とあり、本条文との乖離が生じていると思われる。修繕費の扱いについてご教示願います。また、修繕費が含まれる場合、年間上限額の設定についてもご配慮願います。	A. 75と同じ。
93	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場 第2項 作業概要 第1条(16)	10	その他委託者が指示する施設の運転保守管理に必要な業務の詳細をご教示ください。これは貴町が具体的にどのような業務を想定し、どこまでの対応を求めているのかを明確にし、これにより、予期せぬ追加費用や責任問題の発生を防ぐためにお聞きするものです。	A. 定期的な水の簡易成分分析等。
94	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場 第3項 支給・貸与物件・事業者負担等 第2条	10	事業者の負担として、人件費、油類類、光熱費(電気、水道、プロパンガス)、重機、車両、燃料費等については、近年の物価高騰の影響により各費目に対する適正な物価スライドの設定を設けることが国から通達が示されています。本業務(各費目)においても、物価スライドが設定されなければ、事業者に過度なリスクがかりかかり応札判断に大きな影響を及ぼすと考えられます。したがって、リスク分担の観点から以下の内容についてご教示願います。 ①物価変動の見直しを行うための初期の基準点は、提案書提出日となるのでしょうか。 ②各費目に対して、どのような物価指標を用いるのでしょうか。 ③物価変動を適用する際の各指標の変動幅は、プラスマイナス何%を超えるときに実施の見直しを判断いたします。 ④委託料の変更を行うための算出式をご教示願います。 ⑤物価スライドは毎年度末をもって、翌年度4月に精算されるのでしょうか。	A. 83と同じ。
95	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場 第3項 支給・貸与物件・事業者負担等 第2条	10	受託者が負担すべき内容の記載がありますが、以下についてご教示願います。 ①「薬費、油類類、光熱費(電気、水道、プロパンガス)」とありますが、光熱費については居住スペース及び設備の稼働に伴うものとの認識でよろしいでしょうか。 ②「修理、メンテナンスに必要な機器の消耗品等」とはウエスや工具類等の消耗品であり、ヒューズや操作盤のランプ、リレー等、設備稼働に必要な消耗品は貴町の所掌という認識でよろしいでしょうか。 ③「タイムカード打刻機」は必要であればという認識でよろしいでしょうか。 ④「保守点検費」の内訳をご教示願います。	A. 84と同じ。
96	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	11	第2条(6)① 定期点検(共通設備/年1回)との記載がありますが、 ①共通設備とは具体的にどのような設備でしょうか ②点検内容の過去実績をご教示ください。 ③点検項目について具体的に教示ください。 ④過去実績として、本定期点検は外部委託にて実施していた点検でしょうか。	①A. 全ての機械類。 ②A. 水処理機械類全般。 ③A. 機械の部分部分で点検を行っています。 ④A. お見込みのとおり。
97	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	11	第2条(6)② 定期点検(日常点検、週間点検、月間点検)との記載がありますが ①日常点検、週間点検、月間点検の過去実績をご教示ください。 ②日常点検、週間点検、月間点検について具体的に教示ください。 ③日常点検、週間点検、月間点検として、本定期点検は外部委託にて実施していた点検でしょうか。	①A. 機械類の点検。 ②A. 各機械類の目視点検及び確認作業等になります。 ③A. 最終処分場包括業務受託業者が行う簡易な点検です。
98	特記仕様書 第3章 運搬作業等 第1項 各施設間の運搬	12	(その他作業) 第2条(1)、(2) 本項に記載の業務を実施した際、委託者が委託する業者と事業者間のリスクはどのように分担されるのでしょうか。	A. 事故が起きた場合事故原因を調査し協議します。
99	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	12頁 第2条 (3)①	石井町清掃センターからバキュームカーで搬出する埋立物について具体的に教示ください。また運搬量についても考えてよろしいでしょうか。また、搬入頻度、搬入量についてもご教示ください。	A. 埋立物は高含水灰で運搬は当町の汚泥汲取委託業者、頻度は2か月に1回程度、搬入量は2t車が3から4台で年に数回10台オーバーの搬入があります。
100	別紙1 運転条件及び公防防止基準等	1	(リサイクルセンター) 1. 運転条件(1) 委託者が指定する特別収集日で発生する業務費用は、別途精算いただけるもの認識で良いでしょうか。	A. 委託金額に含んでいます。
101	別紙1 運転条件及び公防防止基準等 (リサイクルセンター) (一般廃棄物最終処分場)	1頁 2	騒音規制について 計測器等使用しているのでしょうか? 測定器の型式・校正頻度・測定方法・測定場所をご教示ください。 測定する為の資格はございますでしょうか?	A. 測定器等は使用しておりません。
102	別紙1 運転条件及び公防防止基準等	-	(一般廃棄物最終処分場) 1.(2)イ 夜間及び休日の自動運転に伴う緊急異常時の対応処置に伴い発生する人件費等の費用は、別途ご精算いただけるもの認識で良いでしょうか。	A. 委託金額に含んでいます。
103	その他		安全管理を徹底する為、リサイクルセンターの過去災害件数、事故の型についてご教示ください。	A. 件数は把握していません。労働災害でみれば、脚立からの転落による骨折や分別作業中の鋭利物の突き刺さり等があります。
104	その他		本委託において、突発修繕などに対応する必要がありますが、どの程度の整備が実施されていたのか、また実施していくのかにより業務量が変わってきます。下記について、開示願います。 ・全施設における修繕、整備の実績 ・委託期間中に実施する全施設の修繕・整備の計画 ・現状の全施設の健全度	A. 処分場については、毎年の維持補修工事及び包括業務受託業者が行っている簡易修繕、リサイクルセンターについては、ベトナム機舎機舎投入シリンダ交換工事及びリサイクルセンター職員による簡易修繕。 毎年本業務を請け負った業者と協議しながら範囲計画を立てていた。 稼働年数による経年劣化等は多少あるが運転に支障をきたすほどではない。
105	その他		リサイクルセンターには町民の直接持ち込みがありますでしょうか。また、町民の直接持ち込みがある場合は料金徴収業務があるかご教示ください。	A. リサイクルセンターに住民からの持込はありません。
106	評価基準書	4	提案者が一者のみの場合は、算定した合計点が一定基準を満たしている場合に受託候補者(優先交渉権者)とする。とありますが、一定基準について事前にお示ししていたいただけでしょうか。	A. 選定委員会でご決定しますのでお示しできません。

107	評価基準書	5	評価基準に「業務実績」がありますが、提案書類の様式の中に業務実績を記載する資料がありません。応募書類の様式である「業務実績調書(運転管理業務)」に記載された内容をもって評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
108	評価基準書 4. 提案審査 (第2次審査)		「なお、提案者が一者みの場合、算定した合計点が一定基準を満たしている場合に受託候補者(優先交渉権者)とする。一定基準については、選定委員会において決定する。」とありますが、決定後の告知はいつ行われるのでしょうか。	A. お示しする予定はありません。
109	評価基準書 別表 受託候補者選定評価基準 1. 実施体制 業務を円滑に遂行するための体制、計画		「業務実施マニュアルの作成」をお求めですが、どのような内容を記載すればよろしいのでしょうか。仕様書や特記仕様書に具体的な記載がございません。ご教示願います。	A. 応募者が標準として備えているマニュアルを添付する。
110	評価基準書 別表 受託候補者選定評価基準 1. 実施体制 業務を円滑に遂行するための体制、計画		「業務を円滑に遂行するために必要な資格を有した者を適切に配置した提案がされている。」とありますが、公告資料に記載がある資格は「一般廃棄物最終処分場技術管理者(最終処分コース)」のみです。それ以外は応募者の判断によるということになるのでしょうか。また何をもちって適切な配置と判断されるのか、基準をご教示願います。	A. 提案内容を元に評価するものと考えます。
111	評価基準書 別表 受託候補者選定評価基準 1. 実施体制 安全衛生の管理体制 (緊急時の危機管理、円滑な情報提供含む)		過去3年(令和4年度～令和6年度)以内における労働災害の発生有無をご確認されますが、何をもちってその有無の判断をなさるのか、判断基準をご教示願います。また、書類の添付が必要となる場合、どのようにご提出すればよろしいでしょうか。併せてご教示願います。	A. 事故発生件数及び事故内容、電子メール及び郵送。
112	評価基準書 別表 受託候補者選定評価基準 1. 実施体制 安全衛生の管理体制 (緊急時の危機管理、円滑な情報提供含む)		過去3年(令和4年度～令和6年度)以内における労働災害の発生有無を評価されますが、会社規模が大きいほど従業員の数も多くなり、必然的に労働災害発生数も多くくなります。これでは会社規模による不公平が発生しますので、発生割合(発生数÷従業員数(派遣含む))や発生日数割合(述べ休業日数÷従業員数(派遣含む))等の比率での評価とさせていただきますよう、お願いします。	A. 選定委員に一任しています。
113	評価基準書 別表 受託候補者選定評価基準 2. 独自提案 廃棄物処理に係る将来課題解決		応募者が業務を履行していない現状、業務実施提案書の作成時に将来課題を抽出することは困難であります。そのため、具体的に貴町が抱えておられる将来課題をご提示ください。それに対して応募者がどのように対応するかの評価をくださる方が、本業務の質的向上に繋がるかと存じます。ご再考くださると幸いです。	A. 石井町が今後直面するであろう課題を推測し提案してください。
114	(様式6)		枚数及びフォントサイズ、行間にご指定はありますか。	A. 選定委員が見やすいフォントサイズであること。
115	(様式6)		様式中に記載のある「(的確な準備体制が確じられた提案)」と「(適切な管理・運転体制及び業務を円滑に遂行する計画等を講じた提案)」※適切な管理・運転体制については、フロー図等を用いて提案すること。」の記載は、作成に当たって削除してもよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
116	(様式6)		個人情報保護に関する評価基準の記載がございません。「3. 個人情報の保護」や添付資料として「個人情報保護マニュアル」の提出をお求めですが、どのようなものであれば評価の対象となるのでしょうか。評価基準についてご教示願います。	A. 応募者が標準として備えているマニュアルを添付する。
117	(様式7)		応募に際し提出する「様式7 人員配置計画書」について、配置予定人員の氏名、能力・資格・実務経験、雇用形態、勤務時間等の記載が求められています。 ①応募段階で全ての配置予定人員について記載することは困難で、また、確約できるものではありません。 ②本業務は民法上の準委任業務であることから、「労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。」として、従事者の配置は受託者が任意に定めることができますが、提案資料として評価の対象になる様式7の情報が業務に必要な合理的な理由がなければ偽装請負として労働者派遣法に抵触する恐れがあると申し上げます。 ①②より、様式7は提案審査書類として適当ではないと申し上げますのでご再考願います。	①A. 応募段階での予定数を記載。 ②A. 安全で円滑な業務遂行のため。
118	(様式7)		「雇用形態」と「勤務時間/週」は評価基準にない項目と思われませんが、各々、どのようなものであれば評価の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	A. 業務を円滑に遂行することを考えての計画になっているか。
119	(様式7)		「能力・資格・実務経験・年数等」とありますが、ここにある「能力」とはどのようなものが評価の対象となるのでしょうか。具体的な内容をご教示願います。	A. 業務を円滑に遂行する能力があるか等評価します。
120	(様式7)		「能力・資格・実務経験・年数等」とありますが、記載すべき項目が多く、この欄では書ききれません。この部分は任意の様式で添付書類としてご提出させていただけないでしょうか。	A. 別紙様式等の記載をし、わかるように提出するのであれば可能です。
121	(様式7)		「2. 勤務ローテーション表」の提出をお求めですが、どのような体制が評価の対象となるのでしょうか。具体的な内容をご教示願います。	A. 業務を円滑に遂行するための体制がなされているかです。
122	(様式8)		応募に際し提出する「様式8 委託業務計画書」について、委託予定業務名や委託予定業者名・住所、委託予定金額等の記載が求められています。 ①応募段階で全ての委託予定業務名や委託予定業者名、委託予定金額について記載することは困難で、また、確約できるものではありません。 ②本業務は民法上の準委任業務であることから、提案資料として評価の対象になっている様式8の情報が、本業務に必要な合理的な理由がなければ偽装請負として労働者派遣法に抵触する恐れがあると申し上げます。 ①②より、様式8は提案審査書類として適当ではないと申し上げますのでご再考願います。	A. 業務を遂行する中でどの部分に委託が必要になるか等の予定を記入ください。
123	(様式8)		応募に際し提出する「様式8 委託業務計画書」について、応募段階では業務を委託する予定が無い場合は提出不要との理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
124	(様式8)		「委託予定金額」と「委託の理由」は評価基準にない項目と思われませんが、各々、どのようなものであれば評価の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	A. 選定委員の基準でありここで示せることはありません。
125	実施要領 3. 本業務の実施基準(稼働日、就業時間、休日等)	7	【②就業時間】に「午前8時30分(開錠)から午後5時15分(施錠)までとする。」と記載がありますが、この時間は「受け入れ時間」との理解でよろしいでしょうか。午前8時30分前の開錠は可能でしょうか。状況によっては朝のミーティングを早めに行いたい場合もあろうかと思えます。	A. お見込みのとおり。
126	実施要領 3.(1)②	7	本項を含め、施設ごとに就業時間について記載がありますが、施設の開錠と施錠の時間と解釈し、就業時間については、当社の規定により開錠と施錠に影響のない範囲で定めてもよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
127	実施要領 4. 本業務の実施範囲	8	(2)最終処分場の【覆土・成型作業】の項「粉塵対策作業含む」とありますが、現有設備の中で行う作業であり、それ以外の作業は貴町の所掌という認識でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
128	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	1	第4条 公害防止基準の順守について、業務に該当する基準値を全てご教示ください。	A. 特記仕様書別紙1内記載の条項及び規則にて確認してください。

129	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	5	第3項、第1条(1)貸与物件 ②、③、④、⑤ 貸与物件について、石井町リサイクルセンター各所の「備品台帳に掲げる物品一切」との記載がありますが、具体的にどのような物品があるのかご提示いただけないでしょうか。 また、事業者は在庫管理を行い、不足した際の手配および費用負担は委託者との理解でよろしいでしょうか。	A. 契約に進み段階で備品台帳はお見せできるかと考えます。 貸与物に付随する、消耗品が不足した際の手配については委託業務に含まれます。
130	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター 第3項 支給・貸与物件・事業者負担等 第2条	6	第3項 第2条(4)①に、運転及び点検・保守メンテナンスに要する資材等の経費として「① 油脂類、光熱費(電気、水道、プロパンガス)、記録紙、梱包資材等」との記載がありますが、事業費積算の参考にするので以下①～④についてご回答ください。 ①油脂類について、過去5年間の使用量、使用箇所、使用した銘柄を明示してください。 ②電気について、電力会社との契約・支払いは委託者が行うとの理解でよろしいでしょうか。また、過去5年分の電力使用量、契約先電力会社に支払った電気料金の内訳を明示してください。 ③水道について、契約者は貴町から変更できないと見做しますが、委託者の支払い方法について詳細をご教示ください。また、過去5年分の水道使用量および水道料金を明示してください。 ④プロパンガスについて、過去5年分の使用量および支払い金額の明細を明示してください。 なお、本件はリサイクルセンターに関する確認ですが、P11の一般廃棄物最終処分場にも同様の記載があるため、併せてご回答ください。	①A. リサイクルセンター アルミ缶選別機の圧縮機部分、プラ圧縮梱包器、ペットボトル圧縮梱包器のオイル交換 ②A. 電力会社は両施設共に四国電力 リサイクルセンター(電気) R2使用量17,549kwh費用997,993円、R3使用量16,732kwh費用1,017,627円 R4使用量15,568kwh費用1,013,519円、R5使用量14,808kwh費用984,513円 R6使用量17,835kwh費用1,118,738円 最終処分場(電気) R2使用量383,768kwh費用7,611,656円、R3使用量321,207kwh費用6,841,586円 R4使用量180,623kwh費用5,347,819円、R5使用量197,678kwh費用4,710,984円 R6使用量197,027kwh費用5,020,245円 ③A. 納付書になります リサイクルセンター(水道) R2使用量158㎡費用122,100円、R3使用量180㎡費用122,100円 R4使用量171㎡費用122,100円、R5使用量146㎡費用122,100円 R6使用量137㎡費用122,100円 最終処分場(水道) R2使用量1,254㎡費用262,710円、R3使用量954㎡費用199,930円 R4使用量542㎡費用142,855円、R5使用量566㎡費用162,305円 R6使用量394㎡費用122,100円 ④A. リサイクルセンター(ガス) R2使用量16,2m³費用28,513円、R3使用量18,5m³費用31,286円 R4使用量2,4m³費用23,334円、R5使用量0,2m³費用22,288円 R6使用量0,1m³費用23,427円 最終処分場(ガス) R2使用量4,2㎡費用11,843円、R3使用量5,6㎡費用23,023円 R4使用量4,3㎡費用25,529円、R5使用量1,9㎡費用19,041円 R6使用量2,2㎡費用24,850円
131	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター 第3項 支給・貸与物件・事業者負担等 第2条	6	第3項 第2条(4)②に、運転及び点検・保守メンテナンスに要する資材等の経費として「② 修理、メンテナンスに必要な機器の消耗品等」との記載がありますが、事業費積算の参考にするので以下についてご回答ください。 修理、メンテナンスに必要な機器の消耗品について、過去5年間の使用量、使用箇所、使用した銘柄、購入金額を全て明示してください。 なお、本件はリサイクルセンターに関する確認ですが、P11の一般廃棄物最終処分場にも同様の記載があるため、併せてご回答ください。	A. 両施設共、機械のパッキン等メンテナンスに必要となる部品全般。
132	特記仕様書 第1章 石井町リサイクルセンター 第3項 支給・貸与物件・事業者負担等 第2条	6	第3項 第2条(5)①②に、本業務を遂行するための重機、車両等の記載がありますが、事業費積算の参考にするので以下①～④についてご回答ください。 ①現在使用している重機および車両について、車種、メーカーおよび過去5年分のリース費用を全て明示してください。 ②現在使用している重機および車両について、使用している燃料の種類および過去5年分の燃料使用量およびその費用を明示してください。 なお、本件はリサイクルセンターに関する確認ですが、P11の一般廃棄物最終処分場にも同様の記載があるため、併せてご回答ください。	①A. リサイクルセンターについては、コマツフォークリフト(FD20C-12)、コマツホイローダー(WA30-5E)、コベルコ油圧ショベル(各石井町所有) 最終処分場については、コベルコ油圧ショベル(SK200-6E N&B・鉄 0.7法面バケット付)及び4t車(リース品) リース費用・月額419,100円(税込) ②A. 燃料については、両施設共、軽油になります。 使用量及び金額 リサイクルセンター R2使用量1,229.6費用146,230円、R3使用量1,126.3費用172,130円 R4使用量1,343.6費用206,924円、R5使用量1,326.6費用210,924円 R6使用量1,397.3費用219,387円 最終処分場 (重機)R2使用量2,787.6費用331,635円 (4t車)R2使用量901.6費用102,630円 R3使用量2,264.6費用283,200円 R3使用量931.6費用126,535円 R4使用量3,083.6費用474,966円 R4使用量923.6費用137,777円 R5使用量2,874.6費用455,250円 R5使用量889.6費用137,115円 R6使用量2,816.6費用445,292円 R6使用量979.6費用148,810円
133	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場	8	第1項 業務概要 第2条(2) (2)埋立の作業管理として、(ア)～(エ)の埋立物の記載がありますが、応募に際し、埋立作業の規模感を把握する必要があるため、埋立物について過去5年間の埋立量(日報、月報、年報)を明示してください。	A. 年度計のみ回答します 清掃センターからの搬出(焼却灰) R2年626.7t、R3年725.2t、R4年724.05t、R5年664.8t、R6年重量646.64t (飛灰) R2年65.28t、R3年101.87t、R4年重量109.89t、R5年100.92t、R6年83.53t (汚泥等) R2年29.19t、R3年25.49t、R4年重量101.45t、R5年89.18t、R6年180.61t (不燃残渣) R2年56.61t、R3年64.7t、R4年56.03t、R5年55.35t、R6年55.26t リサイクルセンターからの搬出(残渣) R2年10.22t、R3年16.92t、R4年14.94t、R5年14.89t、R6年14.12t クリーンセンター(焼却灰) R2年27.41t、R3年35.41t、R4年33.23t、R5年34.37t、R6年32.54t
134	特記仕様書 第2章 石井町一般廃棄物最終処分場	10	第3項、第1条(1)貸与物件 ②、④ 貸与物件について、「備付保守点検用具、備付工具」「備品台帳に掲げる物品一切」との記載がありますが、具体的にどのような物品があるのかご提示いただけないでしょうか。 また、事業者は在庫管理を行い、不足した際の手配および費用負担は委託者との理解でよろしいでしょうか。	A. 129と同じ。
135	特記仕様書 第3章 運搬作業等 第1項 各施設間の運搬	12	運搬作業について、第一条に石井町清掃センターからの搬出と石井町リサイクルセンターからの搬出と石井町クリーンセンターからの搬出の記載がありますが、応募に際し、運搬作業の規模感を把握する必要があるため、各施設から最終処分場までの運搬回数・運搬量について過去5年分(日報、月報、年報)を明示してください。	A. 年度計のみ回答します 清掃センターからの搬出(焼却灰) R2回数215回・重量626.7t、R3回数294回・重量725.2t R4回数291回・重量724.05t R5回数285回・重量664.8t、R6回数327回・重量646.64t (飛灰) R2回数62回・重量85.28t、R3回数71回・重量101.87t、R4回数87回・重量109.89t R5回数87回・重量100.92t、R6回数70回・重量83.53t (不燃残渣) R2回数45回・重量56.61t、R3回数54回・重量64.7t、R4回数38回・重量56.03t R5回数36回・重量55.35t、R6回数38回・重量55.26t リサイクルセンターからの搬出(残渣) R2回数9回・重量10.22t、R3回数16回・重量16.92t、R4回数13回・重量14.94t R5回数13回・重量14.89t、R6回数11回・重量14.12t クリーンセンター(焼却灰) R2回数36回・重量27.41t、R3回数49回・重量35.41t、R4回数46回・重量33.23t R5回数45回・重量34.37t、R6回数40回・重量32.54t
136	特記仕様書 第3章 運搬作業等 第1項 各施設間の運搬	12	第二条(3)②に、「委託者が、中間処理を外部委託している事業者から搬入される処理残渣を、石井町一般廃棄物最終処分場で受入れる。」との記載がありますが、搬入される処理残渣とはどのようなものでしょうか。また、貴町が別途委託している中間処分業者(運搬業者が別の場合は運搬業者も)について、業者名および委託期間を過去5年分明示してください。	A. 処理残渣として粗大ごみ残渣、不燃ごみ残渣(焼却灰)、可燃ごみ残渣(焼却灰)が搬入されます。 搬入は中間処理業者の車両で搬入されます。 委託業者 (粗大ごみ)株式会社コール竹内、委託期間R3.4からR8.3月まで (不燃ごみ)株式会社旭鉱石、委託期間R3.4からR8.3月まで (可燃ごみ)四国メダカルリートメントセンター、委託期間毎年更新 株式会社旭鉱石、委託期間毎年更新
137	(様式8)		「様式8委託業務計画書」の作成に際し、参考とさせていただきますので、現在貴町が外部に委託している業務があれば、委託業務名や委託業者名・住所、委託金額、委託仕様書等を過去5年分、開示願います。	A. 浸出水処理施設包括業務 委託業者 月島フエイクノメンテナーサービス株式会社 委託金額 月額2,604,000円(税抜) 仕様書等は今回の仕様書の浸出水処理の部分に同様です。

138	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	4ページ (運転員・作業員の服装)第14条	受託者は、運転員・作業員に安全かつ清潔で統一した服装を着用させ、名札等により運転員・作業員であることを明らかにする必要がある。と記載ありますが弊社指定の制服を着用していたら問題ないという事でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
139	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	5ページ (損害経費の負担)第20条	責任の所掌については都度協議し、認識を合わせたいという理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
140	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	6ページ 作業内容第22条 (2)	業務において、責任者等を適任し、あらゆる状態においても対処することとありますが「あらゆる」について状況に応じ協議させていただいてよろしいでしょうか。	A. 協議に応じます。
141	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	6ページ (運転時間等)第23条	(1) 業務時間は 8:30から 17:15までとすること。とありますが受入れの受付時間をご教授願います。又、12時~13時の昼休憩はありますでしょうか。	A. 受入時間については17:15までとなります。休憩については受託者にお任せします。
142	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	6ページ (保守点検作業)第25条3 7ページ(修繕等)第26条	軽易、軽微な修繕の範囲についてご教授願います。	A. 概ね100万程度の整備等は受託者、それを大きく超えるものについては、都度協議します。
143	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	7ページ (貸与物件等)第28条	受託者は、貸与された物件等にリストを作成し、委託者に提出するとありますが特記仕様書に記載以外の貸与物件はありますか。	A. ありません。
144	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	1ページ 第1条 (施設概要)	建築物が2006年以前のものでアスベスト含有資材の使用がされている可能性があると思いますが、修繕などの過去実績で調査されたことはあるでしょうか。	A. 未調査です。
145	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	3ページ 第2条 (業務内容)	計量業務の記載がありませんが原則持込者に一任という認識でよろしいでしょうか。 計量器に不具合が出た場合の対応については都度協議でよろしいでしょうか。 例) 無人中に計量不良等で、自動計量出来ないなかった場合の補償等は委託者側、受託者側どちらに課せられるのでしょうか。	A. お見込みのとおり。 協議結果によるものと考えます。
146	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	6ページ (事業者の主な負担等)第2条 (6) ①	(6) 保守点検費 ① 定期点検 (共通設備/年1回)の整備、補修費 ② 定期点検 (日常点検、巡回点検、月間点検)の費用 共通設備/年1回の整備内容についてご教示願います。 又、補修は簡易、軽微な内容でない場合は、委託者負担という認識でよろしいでしょうか。	A. ①外部委託による定期点検の実施、整備内容は指播部分への修繕。 ②目視点検及び簡易作業、消耗部品代程度。 ③都度協議。
147	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	9ページ (業務内容)第2条(5)	物品の調達及び管理について最終処分場排水処理施設で使用している薬品(濃度含む)と年間使用量についてご教示願います。 又、現地確認したところ、高分子凝集剤及び脱水助剤において特殊薬剤が使用されていましたが変更は可能でしょうか。 又、薬品選定に当り、排水処理施設の仕様情報や処理水及び汚泥のサンプルを頂くことは可能でしょうか。	A. 令和6年度実績 苛性ソーダ・使用量5,200ℓ、塩化第二鉄・使用量11,260ℓ 希硫酸(20%)・使用量10,940ℓ、50%メタゾール・使用量3,880ℓ 炭酸ソーダ・使用量6,380kg、濃度5% 高分子凝集剤D-60E・使用量45kg 高分子凝集剤A-21・使用量30kg濃度0.068% 75%磷酸・使用量4,715ℓば 成分等、一緒であれば可能です。 サンプルの提供も可能と考えます。
148	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務特記仕様書	12ページ 第3章 運搬作業等(その他作業)	(1) 石井町清掃センターからの搬出(2) 石井町リサイクルセンターからの搬出(3) 石井町クリーンセンターからの搬出について現状の頻度、所要時間などを算出するうえで搬出計画や搬出実績をごございましたら提示頂けますでしょうか。	①A. 1日に1から2回程度、往復30分程度(灰落しを含む) ②A. 年に10回程度、往復30分程度(残渣積み込み含む) ③A. 週1回往復1時間30分程度(灰落しを含む)
149	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務公募型プロポーザル実施要領	7ページ 3.本業務の実施基準	地域清掃活動等の受入で日曜日等の祝日に開錠する日はあるでしょうか。	A. 基本的に土曜日、日曜日、祝日に開錠することはありませんが地元消防団の放水連結訓練で過去に開錠したことがあります。
150	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務公募型プロポーザル実施要領	10ページ 5.リスク分担	賠償保険の加入について補償額についての取り決めはあるでしょうか。	A. 受託者において業務を受ける上で支障の無いようにしてください。
151	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務公募型プロポーザル実施要領	10ページ 5.リスク分担	天災 自然災害等天災による損害等 当町と事業者が協議し定めるとありますが弊社のリスクとなるのはどのような場合を想定されていますでしょうか。	A. 予測できる事態に対し協議します。
152	様式3 業務実績調書 (運転管理業務)		施設規模 (t/年・㎡)とありますが、施設能力を記載なのか、年間の受入れ実績数量を記載なのかご教授願います。	A. 年間の受入実績です。
153	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	2ページ (責任者等及び現場責任者の配置)第6条	総括責任者1名及び業務を履行する各施設の現場責任者1名をそれぞれ選任するとされているが、総括責任者と現場責任者の兼務は可能という理解でよろしいでしょうか。 また、最終処分場の技術管理者は現場責任者と兼務可能という理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
154	リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務公募型プロポーザル実施要領 リサイクルセンター及び最終処分場運営管理業務仕様書	1ページ 8ページ	実施要領 第1章共通 7.履行期限 (1)準備期間と、仕様書(業務の引継)第30条について 引継期間は仕様書に記載の前任受託者の受託期間の最終1か月間に実施という理解でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。
155	様式6 業務計画書	1ページ	2.安全衛生の管理体制等 労働災害の有無(令和4年度~令和6年度)について 会社全体における実績ではなく、様式3の業務実績に記載する各業務においての実績を対象とした記載でよろしいでしょうか。	A. 会社全体の記載です。
156	その他		現地確認で資源化物の積込は全て回収業者(引取業者)で行っていると同じです。搬出の際、業者が重機等を故障させた場合の保障についてご教示願います。	A. 確実に搬出業者の責である場合、搬出業者が保障します。
157	その他		契約期間が10年間と長期になります。 委託費用について物価変動による見直しを考慮いただくことは可能でしょうか。	A. 本件については、契約協議の中で考慮します。
158	その他		現地確認した通り、最終処分場排水処理施設の砂ろ過塔、活性炭塔及びキレート樹脂塔の充填物入替は、本件業務委託範囲内に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	A. お見込みのとおり。